

スウェーデン

特許法

2014年7月1日施行版(2014年法律No. 434)の1967年法律No. 837

目次

第1章 総則

第1条

第1a条

第1b条

第1c条

第1d条

第2条

第3条

第3a条

第3b条

第4条

第5条

第6条

第6a条

第6b条

第6c条

第6d条

第6e条

第6f条

第6g条

第2章 スウェーデン特許事件の処理

第7条

第8条

第8a条

第8b条

第8c条

第8d条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条 (廃止)

第15条

第 16 条
第 17 条
第 18 条
第 19 条
第 20 条
第 21 条
第 22 条
第 23 条
第 24 条
第 25 条
第 26 条
第 27 条

第 3 章 国際特許出願

第 28 条
第 29 条
第 30 条
第 31 条
第 32 条 (廃止)
第 33 条
第 34 条
第 35 条
第 36 条
第 37 条
第 38 条

第 4 章 特許の範囲及び存続期間

第 39 条
第 40 条

第 4a 章 特許の制限等

第 40a 条
第 40b 条
第 40c 条
第 40d 条

第 5 章 年金の納付

第 41 条
第 42 条

第 6 章 ライセンス，移転等

第 43 条
第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 46a 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条

第 7 章 特許の終了等

第 51 条
第 52 条
第 53 条
第 54 条
第 55 条

第 8 章 情報提供義務

第 56 条

第 9 章 責務及び賠償金支払義務等

第 57 条
第 57a 条
第 57b 条
第 57c 条
第 57d 条
第 57e 条
第 57f 条
第 57g 条
第 57h 条
第 58 条
第 59 条
第 59a 条
第 59b 条
第 59c 条
第 59d 条
第 59e 条
第 59f 条
第 59g 条
第 59h 条
第 60 条

第 61 条
第 62 条
第 63 条
第 64 条
第 65 条
第 66 条
第 67 条
第 68 条
第 68a 条
第 69 条
第 70 条

第 10 章 特別規定

第 71 条
第 72 条
第 73 条
第 74 条
第 75 条
第 76 条
第 77 条
第 78 条
第 79 条

第 11 章 欧州特許

第 80 条
第 81 条
第 82 条
第 83 条
第 84 条 (廃止)
第 85 条
第 86 条
第 87 条
第 88 条
第 89 条
第 90 条
第 91 条 (廃止)
第 92 条
第 93 条

第 12 章 質権設定

第 94 条

第 95 条
第 96 条
第 97 条
第 98 条
第 99 条
第 100 条
第 101 条
第 102 条
第 103 条
第 104 条

第 13 章 補充的保護

第 105 条
第 106 条
第 106 条—第 114 条 (廢止)

第1章 総則

第1条

産業上利用することができる発明をした者又はその権利承継人は、何人も、第1章から第10章までの規定によりスウェーデンにおいて出願によってその発明の特許を取得することができる。かつ、商業的に当該発明を実施する排他的権利をこれによって取得することができる。欧州特許に関する規定は、第11章で定める。

次のものは、単にそれだけでは発明とはみなされない。

- (1) 発見、科学理論又は数学的方法
- (2) 美的創作物
- (3) 精神的活動を遂行し、遊戯を行い若しくは事業を営むための計画、法則若しくは方法又はコンピュータ・プログラム、又は
- (4) 情報の提示

第1a条

特許は、植物又は動物の品種には付与されない。ただし、植物又は動物に係る発明は、発明の技術的実現可能性が特定の植物又は動物の品種に限定されていないことを条件として、特許を付与することができる。植物品種の概念は、植物品種権の保護に関する法律の第1章第3条において定義する。

特許は、植物又は動物を生産するための本質的に生物学的な方法については付与されない。植物及び動物を生産するための本質的に生物学的な方法とは、異種交配や淘汰のような自然現象のみからなる方法をいう。ただし、特許は、微生物学的方法若しくはその他の技術的方法又は当該方法によって得られた製品に関する発明には付与することができる。微生物学的方法とは、微生物学的材料について行われる方法又は微生物学的材料を使用若しくは生産する方法をいう。

発明が、生物学的材料からなる製品若しくはこれを含む製品又は生物学的材料を生産、加工若しくは使用する方法に関するものである場合も、特許性を有し得る。自然環境から分離された又は技術的方法により生産された生物学的材料は、それが以前自然界において生じたことがあるとしても、発明の主題になり得る。生物学的材料には、遺伝情報を含む材料であつて、自己繁殖又は生体系中での繁殖が可能なものが含まれる。

第1b条

様々な形成及び発育の段階にある人体及びその要素(遺伝子の配列又は部分配列を含む)の単純な発見は、特許可能な発明にはなり得ない。

人の体から分離された又は技術的方法により生産された要素(遺伝子の配列又は部分配列を含む)は、その構造が自然の要素の構造と同一であるとしても、特許可能な発明になり得る。

第1c条

特許は、その商業的利用が公序良俗に反する発明には付与されない。

利用が法令で禁じられているという理由のみで、公序良俗に反するとみなすものではない。

第1段落の適用上、とりわけ次のものが公序良俗に反するとみなされる。

- (1) 人間に係るクローン作成の方法
- (2) 人間の生殖細胞系の遺伝的同一性を変更する方法
- (3) 工業又は商業目的でのヒト胚の利用、及び
- (4) 動物の遺伝的同一性を変更する方法であって、人又は動物に実質的な医療上の利益をもたらすことなしに動物に苦痛を与える可能性が高いもの

動物の遺伝的同一性を変更する方法に関する(4)の規定は、当該方法によって生産された動物にも準用する。

第1d条

特許は、人若しくは動物の体に施される手術若しくは治療又は診断の方法には付与されない。ただし、製品であって、特にこれらの方法に使用される物質又は物質の組成物には特許を付与することができる。

第2条

特許は、その特許出願日前に知られている事柄に対して新規な発明であって、かつ、それとは本質的に異なるものに限り付与される。

書面、口述、実施又はその他の方法によるかを問わず、公衆に利用可能とされたすべての事柄は、知られているものとみなす。また、前記出願日前にスウェーデンでなされた先の特許出願の内容も、当該出願が第22条により公衆に利用可能となる場合は、知られているものとみなす。ただし、発明が特許出願日前に知られているものとは本質的に異なるものでなければならぬとする第1段落の条件は、当該出願の内容については適用しない。

第2段落の適用に際し、第3章又は第11章にいう出願が、ある一定の場合に、スウェーデンで行われた特許出願と同一の効果を有するとする規定は、第29条、第38条及び第87条に見出すことができる。

発明が新規なものでなければならぬとする第1段落は、第1d条にいう方法に使用される既知の物質又は物質の既知の組成物に特許を付与することを妨げるものではない。ただし、その方法における当該物質又は当該物質の組成物の使用が知られていないことを条件とする。更に、この規定は、第1d条にいう方法における具体的な使用のための既知の物質又は物質の既知の組成物に特許を付与することを妨げるものでもないが、当該使用が知られていないことを条件とする。

特許は、特許出願前6月以内に当該発明が次の何れかの理由により公衆に利用可能とされていたとしても、付与することができる。

- (1) 出願人又はその承継人に対する明白な濫用の結果であること、又は
- (2) 出願人又はその承継人が、1928年11月22日にパリで締結された国際博覧会に関する条約にいう公式又は公認の博覧会において、当該発明を展示したこと

第3条

特許により与えられる排他的権利は、後に掲げる例外を除き、何人も特許所有者の同意なしには、次の行為により発明を実施することができないことを意味する。

- (1) 特許により保護された製品を製造し、提供し、市場に出し若しくは使用し、又はこれらの目的で当該製品を輸入し若しくは所有する行為

(2) 特許により保護された方法を、当該方法が特許所有者の同意なしには使用できないことを知りながら又はそのことが事情から明らかであるにも拘らず、スウェーデンにおいて使用し、又は当該方法の使用の申出をする行為

(3) 特許により保護された方法によって作成された製品を提供し、市場に出し若しくは使用し、又はこれらの目的で当該製品を輸入し若しくは所有する行為

特許が与える排他的権利は、また、何人も特許所有者の同意なしには、スウェーデンにおいて実施する手段で

あって発明の本質的要素に係るものを、発明を実施する権利を有していない者に対して提供し又は供給することによって実施することができないことも意味する。ただし、このことは、当該手段を提供し又は供給する者が、当該手段は発明の実施上使用するのに適し、かつ、使用を対象としたものであることを知っており、又はそのことが事情から明らかである場合に限る。本段落は、当該手段が一般に市場で入手可能である場合は、当該手段を提供し又は供給する者が、相手を誘導して第1段落にいう行為を犯すように仕向けようとするときのみ適用する。本段落の規定を適用する上で、第3段落(1)、(3)、(4)又は(5)にいう方法により当該発明を実施する者は、当該発明を実施する権利を有するものとは認めない。

次の行為は、排他的権利から除外する。

(1) 商業目的ではない使用

(2) 特許により保護された製品であって特許所有者により又はその同意を得て欧州経済領域内で市場に出されたものの使用。生物学的材料に関しては、製品の増殖又は繁殖という形での使用については、当該増殖又は繁殖が、当該生物学的材料が市場に出された目的たる使用にとって不可欠の要素である場合は、これを適用する。ただし、得られた製品がその後更なる増殖又は繁殖のために使用されないことを条件とする。

(3) 発明自体に係る実験のための当該発明の使用

(4) 先発医薬品に関する研究、検査、試験及び実質的な措置であって、医薬品に関する法律(1992:859)第8条に基づく医薬品の販売認可を得るのに必要な範囲で行われるもの又は欧州議会及び理事会指令2004/27/ECにより修正された、人間用の医薬品に関する共同体法典についての、2001年11月6日付の欧州議会及び理事会指令2001/83/EC第10条(1)から(4)まで若しくは欧州議会及び理事会指令2004/28/ECにより修正された、獣医用医薬品に関する共同体法典についての、2001年11月6日付の欧州議会及び理事会指令2001/82/EC第13条(1)から(5)までに基づく認可を得るためのその他の手続に必要な範囲で行われるもの

(5) 薬局における、個別事例での医師の処方による医薬品の調合又はそのような事例で調合された医薬品に係る行為

第3a条

発明の結果として特定の特性を有する生物学的材料に対して特許により付与される排他的権利は、増殖又は繁殖を通じて当該生物学的材料から得られる、同一又は異なる形の何れかの生物学的材料であって同一の特性を有するものにも及ぶ。

発明の結果として特定の特性を有する生物学的材料を生産することを可能にする方法に対して特許により付与される保護は、この方法を通じて直接得られる特定の特性を有する生物学的材料のほか、最初に生産された生物学的材料から増殖又は繁殖を通じて得られる同一又は異なる形の他の生物学的材料であって、同一の特性を有するものにも及ぶ。

遺伝子情報を含む又はこれから構成される製品に対して特許により付与される排他的権利は、第 1b 条第 1 段落に規定する特許可能な発明になり得ないものを除き、その製品が組み入れられ、かつ、その遺伝子情報が含まれて機能を果たしているすべての材料に及ぶ。

第 3b 条

特許所有者又はその同意を得た者が、農業用に植物増殖材料を農業者に譲渡した場合、当該農業者は、第 3 条及び第 3a 条に拘らず、その収穫物を増殖又は繁殖のために自身の農業活動で使用することができる。この特許所有者の排他的権利の一部修正の及ぶ範囲及びその条件は、共同体植物品種権に関する 1994 年 7 月 27 日理事会規則 (EC) No. 2100/94 第 14 条及び同条に基づいて発せられる施行規則に定めるものと一致する。

特許所有者又はその同意を得た者が、種畜その他の動物繁殖材料を農業者に譲渡した場合、当該農業者は第 3 条及び第 3a 条に拘らず、その家畜その他の動物繁殖材料を、自身の農業活動の範囲内で農業目的に使用することができる。ただし、当該農業者は、商業的繁殖活動の枠内又はその目的では、保護された種畜その他の動物繁殖材料を販売することはできない。第 2 段落に基づく農業者の権利は、当該農業者の必要性和特許所有者の利益を考慮した合理的な程度を超えて行使することはできない。

第 4 条

特許出願が行われた当時スウェーデンにおいて発明を商業的に実施していた者は、特許が付与されたにも拘らず、当該実施の一般的性質を維持しながら当該実施を継続することができる。ただし、当該実施が当該出願人又はその承継人に対して明らかな濫用を構成しなかったことを条件とする。この実施の権利は、スウェーデンにおいて当該発明の商業的な実施のために実質的な準備を行っていた者に対しても相応する条件の下で与えられる。

第 1 段落に基づく権利は、これが生じた事業又は実施が意図された事業と共にする場合にのみ、他人に移転することができる。

第 5 条

特許が存在する発明であっても、外国の船舶、航空機その他の輸送手段が正規の交通その他によりスウェーデンに一時的に入ったときは、これらの手段自体の必要のために、これらの手段において実施することができる。

政府は、予備部品及び付属品に関する特許が存在するにも拘らず、スウェーデンの航空機に同様の特典を付与している外国の航空機の補修用としてこれらの物品をスウェーデンに輸入してスウェーデンで使用することができる旨を規定することができる。

第 6 条

第 8b 条若しくは第 8c 条に基づいて出願日前 12 月以内にスウェーデンにおける先の特許出願において開示された発明に係る特許出願は、出願人が第 6a 条から第 6e 条までに基づいて（優先権を）主張する場合は、第 2 条第 1 段落、第 2 段落及び第 4 段落並びに第 4 条の適用上、当該先の出願と同時になされたものとみなす。このことは、出願日前 12 月以内に工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約の締約国である外国又は世界貿易機関 (WTO) を設立する協定の当事国若しくは地域における特許、発明者証又は実用新案の保護に係る先の出願

において開示された発明に係る特許出願についても適用される。この優先権は、その他の国又は地域であって、先の出願がなされた場合にスウェーデンの特許出願に基づいて同等の優先権が付与され、かつ、その有効な法令が工業所有権の保護に関するパリ条約に基本的に一致するものに関連する保護の出願に基づいても享受することができる。

第 6a 条

出願人が先の出願に基づく優先権を主張する場合、優先権を生じさせると主張する出願の提出日から 16 月以内、その時点より遅い場合は、第 8b 条若しくは第 8c 条に基づく最新の出願の提出日から 4 月以内に、その旨の請求を提出しなければならない。優先権が主張された場合、出願人は、言及する出願が行われた場所及び時期に関する情報及び国際特許出願の場合は、当該出願を何れの受理官庁に対して行ったかに関する情報を提供しなければならない。また、出願人は、速やかに、先の出願の番号を示さなければならない。

出願人は、第 1 段落に定める期間と条件に従い、優先権主張に関する修正を、特許当局にその旨を伝達することで行うことができる。修正により、優先権を生じさせると主張する出願の出願日が、当初主張した出願日より早い日になることが認められた場合は、第 1 段落の適用上、新たな出願日が適用される。

第 3 章に基づく国際特許出願の場合は、優先権は、出願において、又は第 4 段落に定める期間内に主張しなければならない。出願人は同時に、言及する出願が行われた場所及び時期に関する情報と出願番号及び国際特許出願の場合は、当該出願を何れの受理官庁に対して行ったかに関する情報を提供しなければならない。

第 3 段落にいう出願について、出願人は、優先権主張に関する修正を、第 35 条に定める受理官庁又は国際事務局にその旨を伝達することで行うことができる。修正により、出願人が当初主張した出願と異なる出願に基づいて優先権を主張することが認められた場合は、出願人は、第 3 段落に定める出願に関する情報を当該伝達において提供しなければならない。この伝達は、優先権の基礎として主張する出願の提出日から 16 月以内に行わなければならない。修正によって、出願日が当初主張したよりも早い日になる場合は、新たな出願日から 16 月以内に伝達を行わなければならない。ただし、出願人は、国際出願日から 4 月以内であれば常に修正に関する伝達を行うことができる。

基礎出願に複数の発明が記載されていて、その出願が第 11 条に基づく規則に従って分割される場合は、原出願に関する優先権の主張は、分割の結果として得られる新たな出願にも適用される。

第 1 段落から第 4 段落までに基づく請求又は伝達は、出願人が、第 22 条第 3 段落に基づく早期の公開を請求した場合は行うことができない。

第 6b 条

優先権を主張した出願人は、主張対象となった優先権の基礎となる日から 16 月以内に、先の出願に関する次の書類を特許当局に提出しなければならない。

- (1) 当該出願を受領した当局により発行された出願人の名称及び出願日を示した証明書
- (2) 同当局により証明された出願の写し。

第 1 段落の所定期間内に当該証明書又は写しが受領されていない場合、特許当局は出願人に通知し、当該通知日から 2 月以内に当該書類を提出する機会を出願人に与える。

先の出願を特許当局に提出している場合は、証明書又は写しを提出する必要はない。

第 6c 条

第 3 章に基づく国際特許出願の場合は、第 2 段落から第 4 段落までの規定は、第 6b 条に基づく出願人の義務に関して適用される。

出願人は、特許当局が出願人に要請する場合に限り、第 6b 条第 1 段落(1)にいう証明書を提出する。

この代わりに、出願人は、1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の規則 17.1 に基づいて、先の出願の写しを第 35 条にいう国際事務局若しくは受理官庁に提出し、又は同規則に基づいてこれを国際事務局に移送するよう請求することもできる。第 3 段落にいう規則に基づいて先の出願の写しを国際事務局が受領した場合は、特許当局は、第 3 段落にいう規則の規則 17.2 に基づいて写し及び写しの翻訳文のみを要求することができる。

第 6d 条

優先権は、発明が開示された最先の出願を基礎としてのみ主張することができる。

最先の出願を行った者又はその権利承継人が後日同一の発明に関する出願を同一の当局に行った場合は、後の出願を優先権の基礎として主張することができる。ただし、このことは、後の出願が行われる時に先の出願が次の場合に該当する場合にのみ適用される。

- (1) 公開されることなく、取り下げられ、却下され又は拒絶された場合、及び
- (2) 先の出願に基づく如何なる権利も後に残さず又はいかなる優先権に係る基礎となっていない場合

第 2 段落に基づいて後の出願を基礎として優先権が何れかの者に付与されている場合は、先の出願は、もはや優先権主張の基礎として行使することができない。

第 6e 条

出願人は、出願の一部に関して優先権を取得することができる。

優先権は、複数の先の出願に基づいて同一の出願に関して主張することができる。このことは、複数の出願が複数の国に係るものである場合にも適用される。

第 6f 条

政府又は政府による許可に基づいて特許当局は、次のものに関して規定することができる。

1. 優先権主張を行う様式
2. 第 6b 条にいう証拠及び写しを提出する様式

政府又は政府による許可に基づいて特許当局は、第 6b 条及び第 6c 条に定める証拠及び写しを提出する義務の一定の場合における例外について規定することができる。

第 6g 条

第 6a 条から第 6e 条までの規定が守られない場合は、優先権は適用されない。

第2章 スウェーデン特許事件の処理

第7条

本法において特許当局とは、別段の定めがない限り、スウェーデンの特許当局をいう。スウェーデンの特許当局とは、特許登録庁をいう。

第8条

特許出願は、特許当局又は第3章の場合は外国の特許当局若しくは国際組織にしなければならない。

出願は、発明の明細書(図面が必要な場合は図面も含む)及び特許による保護を求めるものに関する明確な表示(特許クレーム)を含む。発明が化合物に係るものであるとしても、特許クレームにおいてその特定の用途を開示しなければならないことを意味するものではない。出願には、発明の産業上の利用が当該発明の性質から導かれるものでない場合は、その態様に関する記載が含まなければならない。ただし、発明が遺伝子の配列又は部分配列に係るものである場合は、その産業上利用について出願において必ず開示しなければならない。明細書は、これを指針にして当該技術の熟練者が当該発明を実施することができる程度に明確なものでなければならない。生物学的材料又は当該材料の使用に係る発明は、第8b条にいう場合は、同条の条件も遵守されているときに限り、十分に明確な方法で開示されているものとみなす。

出願は、明細書の要約書及び特許クレームを含まなければならない。要約書は、特許出願の内容に関する技術情報を提供することのみを意図しており、他の目的で考慮に入れられることはない。

出願人は、発明者の名前及び住所を願書に記載しなければならない。発明者以外の者が特許を出願するときは、出願人は、発明についての自己の権利の根拠を出願に記載しなければならない。特許当局は、当該記載が正確か否か疑われる特別な理由がなければ、これを認容する。

特許当局は、出願人が発明者として記載した者に対し、不要であることが明らかでない限り、出願について通知する。

出願人は、出願手数料を納付しなければならない。更に、出願に関して最終の決定がなされる前に開始する各年金年度に、当該出願の年金を納付しなければならない。

本法における年金年度は1年とし、第8c条又は第8d条に定める出願日から計算し、その後は暦年に基づいて対応する日から計算する。

第8a条

特許出願に含まれる明細書、特許クレーム及び要約書は、規則に別段の定めがない限り、スウェーデン語又は英語で作成されなければならない。

特許の付与をスウェーデン語版ですべきか英語版ですべきかについて、出願書類において明示する。

第 8b 条

発明が生物学的材料に関するものであり、公衆に利用可能とされておらず、当該技術の熟練者が出願書類を指針として当該発明を実施することができるように当該書類に記載されていない、又は当該発明にかかる材料の使用が含まれる場合は、当該生物学的材料を出願日以前に寄託しなければならない。その後、当該生物学的材料は、本法に基づいて材料の試料を受領する権利を有する者が当該試料をスウェーデンで受領することができるように継続的に寄託されていなければならない。政府は、何れの機関に寄託することができるかを定める。

寄託された生物学的材料が使用可能でなくなった場合又はその他の理由で生物学的材料の試料を供給することができない場合は、当該生物学的材料は、政府が定める期間と条件に従い同一の生物学的材料を新たに寄託することで取り替えることができる。取替えを行った場合は、当該新たな寄託は、先の寄託が行われた日に行われたものとみなす。

第 8c 条

特許出願の出願日は、次の情報が提出された日とする。

- (1) 提出したものが特許の出願であるという明示的又は暗示的な表示
- (2) 特許当局が、誰が出願人かを判断でき、当該出願人と連絡を取ることができるようにする情報、及び
- (3) 次のものと認められる表示
 - a) 発明の説明、又は
 - b) 発明に関する図面、又は
- (4) 先に行った特許出願についての言及及びその出願が特許当局へ提出されていない場合は、出願の写し、出願日の表示、出願番号及び提出を行った特許当局についての言及
出願日を決定する要件が満たされておらず、特許当局が出願人と連絡を取ることができる情報を有している場合は、特許当局は出願人に対し、2月以内に瑕疵を是正するよう遅滞なく要請する。

瑕疵が定められた期間内に是正されない場合は、如何なる特許出願も行われなかったとみなし、出願は却下される。要請を行うことができず、第1段落に定めるいずれかの情報が提出された日から2月以内に瑕疵が是正されない場合も同様である。瑕疵が是正されなかった場合に導かれる結果についての情報は、当該要請に記載する。

瑕疵が第3段落に定める期間内に是正された場合は、すべての瑕疵が是正された日を特許出願の出願日とみなす。ただし、第8d条から別段の結果が導かれるときは、この限りでない。

第 8d 条

特許当局が、第8b条に基づく審査の過程で、説明の一部又は当該説明若しくは特許クレームにおいて言及する図面が欠落していると認定した場合は、出願人に対して2月以内に書類を追完するよう要請する。定められた期間内に欠落した部分が追完された場合は、追完が行われた日を出願日とみなす。ただし、第2段落及び第3段落から別段の結果が導かれるときは、この限りでない。要請が発せられない場合に、第8b条第1段落に定める情報項目のいずれかが提出された日から2月以内に追完が行われた場合も同様である。

出願の追完部分が、第1段落に定める出願日から1月以内に取り下げられた場合は、元の出願日が適用される。

第 1 段落に従って出願の追完部分が提出された場合、次のときは元の出願日が適用される。

- (1) 先の出願の優先権が主張されており、追完部分はすべて先の出願から明白であり、かつ
 - (2) 出願人がかかる請求を行い、第 1 段落に定める期間内に先の出願の写しを提出したとき
- 第 3 段落の(2)にいう写しは、先の出願が特許当局に提出されている場合は提出する必要はない。

第 9 条

出願人が請求し、かつ、特別手数料を納付した場合は、特許当局は、政府が定める条件に基づいて、当該出願を 1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成された特許協力条約第 15 条(5)にいう国際調査機関による新規性調査に付させる。

第 10 条

相互に独立する 2 以上の発明の特許は、1 の同一の出願によって出願することはできない。

第 11 条

出願人により先になされた特許出願であって最終的に判断が下されていないものにおいて開示された発明について特許が求められている場合において、当該後の出願は、出願人の請求があるときは、政府が定める条件の下に、発明を開示した書類が特許当局に提出された時になされたものとみなす。

第 12 条

特許当局は、スウェーデンに住所を有していない出願人に対し、当該事件において通信を受領する権利があり、かつ、スウェーデンに住所を有する代理人を選任し、また、当該代理人について当局に通知するよう要請することができる。出願人が当該要請を無視する場合は、通信の送達は、出願人の知られている最新の住所に基づく出願人宛ての郵便による送付を以って行うことができる。送達は、前記のことが行われた時になされたものとみなす。

第 13 条

特許出願は、出願日の出願書類に示されていないものに関して特許を請求するように補正してはならない。

第 14 条 (廃止)

第 15 条

出願人が、第 8c 条及び第 8d 条に定める以外の場合において、出願に関する要件を遵守しなかった場合又は特許当局が出願の認容に対するその他の支障を発見した場合は、出願人は、所定の期間内に意見を提出し又は補正を行うよう要請される。ただしこの場合、特許当局は必要とみなす補正を、出願人と協議することなく行うことができる。

出願人が、示された瑕疵を是正するため意見を提出し又は所要の措置をとることを所定の期間内にしなかった場合は、当該出願は却下される。その旨の通知は、特許当局による要請の中に記載される。

却下された出願は、出願人が示された瑕疵を是正するために所定の期間の満了から 4 月以内に意見を提出し又は所要の措置をとり、かつ、同じ期間内に所定の再開手数料を納付するときは、回復される。

出願人が第 8 条、第 41 条及び第 42 条に基づく年金を納付しないときは、当該出願は、事前の要請なしに却下される。このようにして却下された出願は、回復することができない。

第 16 条

出願人が所要の意見を提出した後に依然として出願の認容に対する支障が残り、かつ、当該支障に関して出願人が意見を提出する機会を与えられている場合は、当該出願は拒絶される。ただし、出願人に対して新たな要請を発令する理由があるときはこの限りでない。

第 17 条

何れかの者が、当該発明に対する正当な権利が出願人にはなく自己にある旨を特許当局に対して主張する場合において、当該事件が疑わしいと認められるときは、特許当局は、同人に対し、当該特許出願のその後の審査において当該主張が無視される虞があることを承知の上で一定の期間内に裁判所に訴訟を提起するよう要請することができる。

発明に対する正当な権利に関する訴訟が裁判所において係属しているときは、当該訴訟が最終的に裁判所によって解決されるまで、特許出願の審査手続は中止される旨を宣言することができる。

第 18 条

何れかの者が、当該発明に対する正当な権利が出願人にはなく自己にある旨を特許当局で証明する場合において、特許当局は、同人の請求があったときは、同人に出願を移転する。移転を受けた者は、新たに出願手数料を納付しなければならない。

移転請求があったときは、当該出願は、その請求について最終的な判断が下るまで、却下し、拒絶し又は容認することはできない。

第 19 条

出願が完全であり、かつ、特許について何の支障も存在しない場合は、特許当局は、当該出願人に対して、特許を付与することができる旨を通知しなければならない。

当該通知の日から 2 月以内に、出願人は、所定の付与手数料を納付しなければならない。特許クレームを英語で作成した場合には、当該特許クレームのスウェーデン語への翻訳文を提出しなければならない。提出されない場合には、当該出願は却下される。却下された出願は、前記 2 月の期間の満了後 4 月以内に出願人が義務を履行し、更に所定の再開手数料を納付したときは、その処理が再開される。

付与手数料の納付が著しく困難な発明者が特許を求めている場合において、当該発明者が前記通知の日から 2 月以内にその旨の書面による請求を提出したときは、特許当局はこの手数料を免除することができる。特許当局が当該発明者の請求を拒絶したときは、その後 2 月以内に納付された手数料は正当な期限内に納付されたものとみなす。

第 20 条

出願人が第 19 条の要件を遵守し、かつ、特許についての支障がないときは、特許当局は、当該特許出願に特許を付与しなければならない。この決定は、公告する。

特許出願に特許を認容する決定が公告された時に、特許は付与される。付与された特許は、特許当局が備える特許登録簿に記録される。また特許証も発行される。

特許が付与された後は、特許保護の範囲の拡大となるクレームの訂正を行うことはできない。

第 21 条

特許付与日の後、当該特許出願書類は特許当局において利用できるようにしなければならない。特許出願書類には、明細書、特許クレーム及び要約書並びに当該特許所有者及び発明者に関する情報が記載される。

特許クレームを英語で作成する場合は、そのスウェーデン語への翻訳文を特許出願書類に添付しなければならない。当該添付により、英語の特許クレームが真正なものであることが明らかとなる。

第 22 条

当該案件における書類は、特許付与の日以降何人にも利用可能なものとされる。

特許出願の出願日から又は優先権が主張されている場合は優先権の主張日から 18 月経過した場合において、前記書類が未だ第 1 段落に従って利用可能なものとされていないときは、何人にも利用可能なものとされる。ただし、当該出願が却下又は拒絶された場合には、当該書類は、出願人が出願処理の再開を請求し、審判を請求し、又は第 72 条若しくは第 73 条に基づく請求をしたときのみ、利用可能なものとされる。

当該書類は、出願人の請求があったときは、第 1 段落及び第 2 段落から導かれる時よりも早く利用可能なものとされる。

特許クレームが英語で作成され、当該事件においてそのスウェーデン語への翻訳文が提出された場合において、当該書類が第 2 段落又は第 3 段落に基づいて利用可能なものとされるときは、その英語版の特許クレームが真正なものである旨を翻訳文に示さなければならない。

第 2 段落又は第 3 段落に基づいて当該書類が公衆に利用可能なものになるときは、その事実が公告される。第 4 段落にいう翻訳文が、公告後に提出された場合には、出願人がこのための所定の手数料を納付すれば、翻訳文に関する特定の公告がなされる。

ある書類が業務上の秘密を含んでおり、かつ、特許を求めている又は既に付与された発明とは関係ない場合は、特許当局は、請求を受け、かつ、これについて特別の理由があるときは、当該書類を交付しない旨を決定することができる。かかる請求が提出された場合は、法的効果を有する決定によって請求が拒絶されるまで当該書類を交付することができない。

生物学的材料が、第 8b 条により寄託されている場合は、何人も、本段落及び以降の段落に規定する制限に従うことを条件として、当該書類が第 1 段落、第 2 段落及び第 3 段落に基づいて公衆に利用可能なものとされた後に、当該材料の試料を入手する権利を有する。この規定は、特許が満了したか又は無効とされたか否かに関係なく適用する。試料は、法令の規定に基づいて寄託材料を取り扱うことができない者に分譲することはできない。また、試料は、その取扱が当該材料の有害な性質からみて明らかな危険を伴うと推定される者にも分譲することができない。

特許が付与されたか、又は特許出願が特許を付与されることなく最終判断を下されるに至るまでは、出願人の請求がある場合は、寄託材料の試料は、特別の専門家にのみ分譲することができる。特許出願が拒絶されたか又は取り下げられた場合には、この対応は、出願が行われた日から20年間にわたり、前記を準用する。政府は、前記の請求を行うことができる期間及び試料の分譲を希望する者が専門家として指定できる者を規定する。

試料の分譲希望者は、特許当局に対して書面をもってその旨の請求を行い、また、当該試料の不正使用を防止するために政府が定める内容の誓約書を提出しなければならない。試料を分譲することが特別の専門家のみ許されるときは、当該誓約書は、専門家自身が提出しなければならない。

第23条

特許当局が何人にも利用可能となった出願を却下又は拒絶した場合において、この決定は、法的効力が生じたときに公告される。

第24条

特許所有者以外の何人も、付与された特許について異議を申し立てることができる。異議申立は、当該特許が付与された日から9月以内に特許当局に対して書面で行わなければならない。

特許当局は、異議申立について特許所有者に通知し、同人に意見を提出する機会を与えなければならない。

特許が、英語で作成された明細書、特許クレーム及び要約書に付与された場合、特許当局は、特許所有者に対し、明細書及び要約書のスウェーデン語への翻訳文を提出するよう要請することができる。当該要請は、特許当局が翻訳文を特許所有者の費用で作成させる旨を示して発行する。

異議申立が取り下げられた場合でも、特別の理由があるときには、異議申立手続を完結することができる。

第25条

特許当局は、異議申立後に特許が次の何れかに該当している場合は、これを取り消す。

- (1) 当該特許が第1条及び第2条の要件が遵守されていないにも拘わらず付与されたこと
- (2) 当該特許が、当該技術の熟練者がその明細書を指針として実施することができる程度に明確に記載されていない発明に関するものであること、又は
- (3) 当該特許が出願時の書類からは明らかでない事項を含むこと。

特許当局は、第1段落に基づく当該特許の維持について支障がない場合は、当該異議申立を拒絶しなければならない。

異議申立手続の過程において、当該特許所有者が補正を行って、第1段落に基づく当該特許の維持について支障がなくなった場合は、特許当局は、当該特許がその補正された様式で維持されるべき旨を宣言しなければならない。特許クレームが英語で作成される場合において、特許所有者が、その補正版において特許クレームのスウェーデン語への翻訳文を提出したときに限り、当該特許はその補正された様式で維持することができる。翻訳文は決定に添付しなければならない。当該添付により、英語版の特許クレームが真正なものであることが明らか

となる。

異議申立に関する特許当局による決定が法的効力を生じたときは、これを公告する。当該決定が当該特許の補正を含む場合は、新たな特許出願書類が特許当局において利用可能なものとされ、かつ、新たな特許証が発行される。

第 26 条

特許出願に関する特許当局の最終決定が自己に不利であるときは、出願人は、これについて審判請求をすることができる。第 8c 条第 3 段落に定める最終決定について、出願人は審判請求することができる。特許に対する異議申立に関する最終決定が特許所有者及び異議申立人に不利であるときは、審判請求をすることができる。異議申立を行った当事者が審判請求を取り下げた場合でも、特別の理由があるときは、その審理を行うことができる。

第 15 条第 3 段落若しくは第 19 条第 2 段落に基づく回復の請求又は第 18 条に基づく移転の請求を認めた決定に対しては、出願人が審判請求をすることができる。第 18 条に基づく移転の請求を拒絶する決定に対しては、当該請求を行った当事者が審判請求をすることができる。

第 22 条第 6 段落に基づく命令の請求を拒絶する決定については、当該請求を行った者が審判請求をすることができる。

第 42 条、第 72 条又は第 73 条による決定に対する審判請求については、第 75 条に規定する。

第 27 条

第 26 条による審判請求は、決定の日から 2 月以内に特許審判裁判所にしなければならない。特許審判裁判所の最終決定に対しては、当該決定の日から 2 月以内に最高行政裁判所に不服申立を行うことができる。不服申立は、審判請求された決定において審理された特許クレーム以外のクレームについて行うことはできない。その他の点については、行政手続法の第 35 条から第 37 条までの、行政審判裁判所の決定に対する不服申立に関する規定を適用する。特許審判裁判所の決定には、最高行政裁判所による不服申立の審理には特別の許可が必要であること及びそのような許可が与えられる事由を記載しなければならない。

第 22 条第 6 段落の規定は、特許審判裁判所又は最高行政裁判所に提出される書類に適用される。

第3章 国際特許出願

第28条

国際特許出願とは、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づいてなされる出願をいう。

国際特許出願は、特許当局に対して又は特許協力条約及びこれに基づく規則により当該出願を受領する権限を有する国際機関(受理官庁)に対してしなければならない。スウェーデン特許当局は、政府による規定に従って受理官庁とされる。出願人は、スウェーデン特許当局に対してする国際特許出願には、所定の手数料を納付しなければならない。

第29条から第38条までの規定は、スウェーデンを指定国とする国際特許出願に適用する。ただし、当該出願によってスウェーデンに係る欧州特許が出願されるときは、第11章の規定を適用する。

第29条

受理官庁が国際出願日を認めた国際特許出願は、スウェーデンにおいては同一の日に行われたスウェーデン特許出願と同一の効力を有する。ただし、第2条第2段落第2文の規定は、第31条に基づいて手続をとる出願にのみ適用する。

第30条

国際特許出願は、特許協力条約第24条(1)(i)及び(ii)にいう場合においては、スウェーデンに関しては取り下げられたものとみなす。

第31条

出願人は、スウェーデンに係る国際特許出願の手続を進めよう并希望するときは、国際出願日から又は優先権が主張される場合は優先権主張の基礎となる日から31月以内に、政府が求める範囲における国際特許出願のスウェーデン語若しくは英語の翻訳文又は出願がスウェーデン語若しくは英語で行われる場合はその出願書類の写しを特許当局に提出しなければならない。出願人は、同一の期間内に手数料を特許当局に納付しなければならない。

出願人が第1段落に規定する期間内に手数料を納付したときは、2月の追加期間内に所要の翻訳文又は写しを提出することができる。ただし、後者の期間内に追加手数料を納付することを条件とする。

出願人が本条の規定を遵守しないときは、当該出願は、スウェーデンに関しては取り下げられたものとみなす。

第32条 (廃止)

第33条

国際特許出願の手続が第31条に基づいて続行されたときは、当該出願及びその処理に関する第2章の規定を適用する。ただし、本条及び第34条から第37条までに別段の定めがあるときは、この限りでない。出願は、出願人の請求のみによって、第31条第1段落に従って適用される期間の満了前に審理に付することができる。

第 12 条に基づく要請は、特許当局が出願の審査を開始する権利を有する前には発出することができない。

第 22 条第 2 段落及び第 3 段落は、出願人が特許当局に出願書類の翻訳文を提出するべき旨の第 31 条に基づく義務を履行したとき直ちに、又は出願書類がスウェーデン語又は英語で作成されている場合は当該出願書類の写しを特許当局に提出したとき直ちに、出願手続が進められる前においても適用する。

国際特許出願に関して第 48 条、第 56 条及び第 60 条を適用する場合は、当該出願における書類の第 22 条に基づく公開に関するこれらの条文中の規定は、第 3 段落が適用された第 22 条に基づく書類の公開に読み替える。

特許出願は、特許協力条約及びこれに基づく規則に規定する様式及び内容に関する義務を遵守する場合は、これらの点に関しては認容される。

第 34 条

国際特許出願については、特許当局は、政府が定める期間の満了前に特許を付与すること又は拒絶の決定を行うことはできない。ただし、出願人が当該出願に関して早期の決定に同意するときは、この限りでない。

第 35 条

国際特許出願については、これが世界知的所有権機関の国際事務局によって公開される前又は国際出願日若しくは優先権が主張される場合は優先権主張の基礎となる日から 20 月が経過する前においては、特許当局は、出願人の同意なしに特許を付与すること又は当該出願を公衆に利用可能とすることはできない。

第 36 条

国際特許出願が相互に独立した複数の発明を包含していると認められたため及び出願人が所定の期間内に特許協力条約に基づく追加の手数料を納付しなかったために、当該出願の一部が国際調査又は特許性に関する国際予備審査に付されなかった場合は、特許当局は、前記の認定が正当であったか否かを審査する。前記の認定が正当であったと判断した場合において、前記の調査又は審査に付されなかった出願部分は、特許当局が当該決定の通知書を出願人に郵送した日から 2 月以内に出願人が所定の手数料を特許当局に納付しないときは、特許当局から取り下げられたものとみなす。特許当局は、前記の認定が正当でなかったと判断した場合は、当該出願の全部について審査を進める。

出願人は、特許出願が相互に独立した複数の発明を包含する旨の特許当局の第 1 段落の決定について審判請求をすることができる。第 27 条第 1 段落及び第 2 段落の規定がこれに適用される。

裁判所が特許当局の決定を正当であると認定した場合は、第 1 段落第 2 文にいう手数料の納付期限は、特許当局が裁判所の法的効力が生じた判決の通知書を出願人に郵送した日から計算する。

第 37 条

国際予備審査機関により予備審査のためにクレームを限定するか、又は追加の手数料を納付

するよう求められた後に、出願人がクレームを限定したため国際特許出願の一部が特許性に関する国際予備審査に付されなかった場合において、特許当局がその旨の通知書を出願人に郵送した後 2 月以内に出願人が所定の手数料を特許当局へ納付しないときは、審査に付されなかった出願部分は特許当局から取り下げられたものとみなす。

第 38 条

受理官庁が、国際特許出願に国際出願日を認めることを拒絶したか、又は国際特許出願が取り下げられたものとみなす旨若しくは出願においてスウェーデンを指定国とする請求が取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合は、特許当局は、出願人の請求により前記の宣言の正当性を再審理する。出願が取り下げられたものとみなす旨の国際事務局の認定についても同様である。

第 1 段落に規定する再審理の請求は、政府が定める期間内に国際事務局に提出しなければならない。出願人は、前記の期間内に、政府が定める範囲での出願のスウェーデン語翻訳文を特許当局に提出し、かつ、所定の手数料を納付しなければならない。

特許当局は、受理官庁又は国際事務局の決定が正当でなかったと判断する場合は、第 2 章の規定に従って当該出願を処理する。受理官庁が国際出願日を認めなかった場合は、当該出願は、国際出願日として認めるべきであったと特許当局が考える日に行われたものとみなす。出願が特許協力条約及びこれに基づく規則に規定する様式及び内容に関する要件を遵守する場合は、当該出願はこれらの点に関しては認容される。

第 2 条第 2 段落第 2 文の規定は、第 3 段落により処理に着手された出願に対して、当該出願が第 22 条により公衆に利用可能となったときに適用する。

第4章 特許の範囲及び存続期間

第39条

特許保護の範囲は、特許クレームによって定める。特許クレームを解釈するに当たっては、明細書をその指針とすることができる。

第40条

付与された特許は、特許出願の日から20年が経過するまで存続させることができる。特許に関しては、付与後に始まる各年金年度につき所定の年金を納付しなければならない。ただし、特許出願についての年金の納期が第41条に基づいて到来する前に特許が付与された場合は、特許所有者は、特許の付与前に始まる年度の年金を、初めて納期が到来する当該特許の年金と同時に納付しなければならない。補充的保護については第13章で規定する。

第 4a 章 特許の制限等

第 40a 条

特許所有者は、特許当局に対し次の趣旨の請求を行うことができる。

(1) 1 以上の特許クレーム及び必要な場合は明細書を、特許による保護が制限されるように補正すること(特許の制限)、又は

(2) 特許を取り下げること

特許クレームを英語で作成する場合、特許所有者は、(1)に基づく請求に関連して、当該請求が言及する版の特許クレームのスウェーデン語への翻訳文を提出しなければならない。

第 1 段落に基づく請求は、その請求時に、第 24 条若しくは 1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで作成された欧州特許の付与に関する条約(欧州特許条約)の第 99 条に定める異議申立手続又は第 52 条に基づく特許に関する無効訴訟が進行中である場合は、拒絶される。特許所有者が、欧州特許条約第 105a 条に基づいて、特許を制限若しくは取り下げるよう既に請求したか又は請求する場合は、欧州特許裁判所がこの事項に関する最終決定を行うまで、第 1 段落の請求は中止される旨が宣言される。

第 1 段落に基づく請求は、当該特許が支払確保のための法的差押、仮差押若しくは保留の状態にあるか、又は特許の移転に関する紛争が裁判所において係属している間は、関係する権利所有者の同意なしには認容することができない。

特許所有者は、第 1 段落の基づく請求に関し特別手数料を納付しなければならない。

第 40b 条

特許所有者が、第 40a 条の規定を遵守しなかった場合又は特許制限の請求が無効に関する第 52 条第 1 段落(2)から(4)までの基準に従っていない場合は、特許所有者は、一定期間内に訂正を提出するよう要請される。

特許所有者が応答しない、若しくは特許所有者が陳述書を提出しても請求が認容できないとき、次の場合に請求は拒絶される。

(1) 特許所有者が、支障に関する陳述書を提出する機会を与えられた、及び

(2) 特許所有者に対して新たな要請を発令する理由がない

第 40c 条

特許当局が、第 40 条 a に基づく請求の認容に対する支障がないと認定した場合は、特許は請求に従って制限又は取り消される。第 40a 条第 2 段落にいう翻訳文は当該決定に添付しなければならないが、当該添付により、英語版の特許クレームは真正なものであることが明らかとなる。特許当局は、当該決定を公告する。特許が制限された場合は、特許当局は新たな特許証を発行し、新たな特許書類を利用可能にする。

特許当局の決定は、特許出願の出願日から効力を有する。

第 40d 条

特許侵害又は特許の取消に関連する訴訟において、特許所有者は、特許の制限若しくは取消が請求された事実を、裁判所に対して通知する義務がある。

第5章 年金の納付

第41条

年金は、年金年度が始まる暦月の末日に納期が到来する。ただし、最初の2年分の年金は、第3年金年度の年金の納期が到来するまで、その納期が到来しない。年金は、その納期が到来する前6月より前に納付することはできない。

第11条にいう後の出願に関しては、当該後の出願が行われた日前に始まった年金年度又は前記の日後2月以内に始まる年金年度の年金は、前記の日から2月が経過する前にその納期が到来することはない。国際特許出願に関しては、第31条に従って出願手続が進められた日若しくは第38条に従って処理に着手された日前に始まった年金年度の年金又は前記の日から2月以内に始まる年金年度の年金は、当該出願の手続が遂行された日又は処理に着手された日後2月が経過する前にその納期が到来することはない。

年金は、所定の割増手数料と共に納期日後6月以内に納付することができる。

第42条

発明者が出願人又は特許所有者である場合において、年金の納付につき著しい困難があり、かつ、最初の年金の納付期日以前にその旨の請求があるときは、特許当局は、その納付を猶予することができる。猶予は、一時に3年を限度とし、かつ、長くても特許の付与から3年が経過するまでとする。猶予の延長請求は、既に付与された猶予期間が満了する前に行わなければならない。

猶予の請求又は猶予の延長請求が拒絶された場合は、その後2月以内に納付された年金は、所定の期限内に納付されたものとみなす。

第1段落に基づいて納付が猶予された年金は、猶予された期間の満了後6月以内に第41条第3段落にいう割増手数料と共に納付することができる。

第6章 ライセンス、移転等

第43条

特許所有者が発明を商業的に実施する権利(ライセンス)を他人に付与した場合は、その者(ライセンシー)は、その旨の合意がない限り他の者に自己のライセンスを移転することができない。

第44条

特許が他人に移転され又はライセンスが付与された場合は、この事実は、請求により特許登録簿に記録する。

登録簿に記録されたライセンスが失効したことが証明された場合は、当該ライセンスの記録を登録簿から抹消する。

第1段落及び第2段落の規定は、強制ライセンス及び第53条第2段落にいう権利に準用する。

特許に関する訴訟その他の法律上の事件において、当該特許所有者として最後に登録簿に記入された者をもって当該特許所有者とみなす。

第45条

スウェーデンで発明を実施するための強制ライセンスは、次の場合に付与することができる。

- (1) 特許が付与されてから3年が経過し、かつ、特許出願から4年が経過した
- (2) 当該発明がスウェーデンで合理的な程度には実施されていない、及び
- (3) 当該発明の不使用について許容できる理由がない

第1段落(2)の適用上、欧州経済領域内の国又は世界貿易機関(WTO)を設立する協定に加盟している国若しくは地域からスウェーデンへ発明を輸入することは、発明の実施に相当する。

第46条

発明であってその実施が他人所有の特許によって左右されるものに係る特許の所有者には、当該他人所有の特許によって保護される発明を実施するための強制ライセンスを付与することができる。かかるライセンスは、出願人が、自身の発明が他方の発明と比べて、重要な技術的進歩によって大きな経済的利益をもたらすものであることを証明した場合に限り付与することができる。

第1段落により強制ライセンスを付与する場合、強制ライセンス付与の対象となる特許の所有者は、合理的な条件に基づいて、相手方の発明を実施するための強制ライセンス(クロスライセンス)を取得することができる。

第46a条

先の特許を侵害することなく植物品種権若しくは共同体植物品種権を取得又は利用できない植物育種家は、植物品種を利用するのに必要な範囲で、当該特許によって保護される発明を実施するための強制ライセンスを取得することができる。かかるライセンスは、出願人が、当該植物品種が他方の発明と比べて、重要な技術的進歩によって大きな経済的利益をもたらすものであることを証明した場合に限り付与することができる。

特許所有者が、植物品種権若しくは共同体植物品種権に関する強制ライセンスを取得した場合、当該植物品種権の所有者は、合理的な条件に基づいて、特許所有者の発明を実施するための強制ライセンス(クロスライセンス)を取得することができる。

生物工学的発明に関する特許の所有者が、一定の条件の下で、保護された植物品種を利用するための強制ライセンスを取得する可能性については、植物品種権の保護に関する法律第7章第3a条及び共同体植物品種権に関する限りは、共同体植物品種権に関する1994年7月27日理事会規則(EEC)No. 2100/94の第29条に規定する。

第47条

極めて重要な公益上の必要性があるときは、他人が所有する特許発明を商業的に実施しようとする者は、その趣旨での強制ライセンスを取得することができる。

第48条

第22条により出願書類が利用可能なものとされたときに当該特許出願の対象である発明をスウェーデンにおいて商業的に実施していた者は、当該出願に特許が付与された場合において、極めて特別の理由があり、かつ、当該出願が存在することを知らず、また合理的にみてその存在を知ることが不可能であったときは、当該実施について強制ライセンスを取得することができる。同様の条件の下に、この権利は、スウェーデンにおける当該発明の商業的な実施のために実質的な準備を行った者にも付与される。かかる強制ライセンスの効力は、特許が付与された日以前の期間にも及ぶ。

第49条

強制ライセンスは、許容できる態様で、かつ、当該ライセンスに基づいて当該発明を実施すると推定される者に限り付与することができる。出願人は、合理的な条件に基づく契約上のライセンスの取得を特許所有者に対して求めたが、取得できなかったことも証明しなければならない。

強制ライセンスは、特許所有者が当該発明を自ら実施し又は他人にライセンスを付与することを妨げるものではない。強制ライセンスは、当該発明が実施されている事業又は実施することが意図されている事業と共にする場合にのみ他人に移転することができる。更に、第46条第1段落及び第46a条第1段落にいう強制ライセンスについては、ライセンスが適用される特許若しくは植物品種権と共にする場合にのみ移転することができる。

第50条

強制ライセンスは、裁判所により付与される。裁判所は、また、当該発明を実施できる範囲を定め、かつ、対価その他の当該ライセンスに関する条件を定める。事情の著しい変更により必要な場合、裁判所は、請求に基づき当該ライセンスを取り消し又は当該ライセンスに関する新たな条件を定めることができる。

第7章 特許の終了等

第51条

特許の年金が第40条、第41条及び第42条に従って納付されない場合は、当該特許は、年金が納付されなかった年金年度の初めに消滅する。

第52条

裁判所は、次の事由がある場合において、特許無効の請求がなされたときは、当該特許を無効とする。

- (1) 当該特許が、第1条及び第2条の条件が遵守されていなかったにも拘らず付与されたこと
- (2) 当該特許が、当該技術の熟練者がその明細書を指針として実施することができる程度に十分明確に記載されていない発明に係っていること
- (3) 当該特許が、出願時の出願書類に示されていないものを含んでいること、又は
- (4) 当該特許保護の範囲が特許付与後に拡張されていること

特許のある一部のみが無効のとき、次の場合は、特許クレームの補正によって、特許保護の範囲を相応に制限する。

- (1) 特許所有者がそれを請求した、
- (2) 第1段落の(2)から(4)までに該当する、及び
- (3) 特許所有者が特許クレームを英語で作成した場合に、その補正版において特許クレームのスウェーデン語への翻訳文を提出する場合。

第2段落の(3)にいう翻訳文は、判決文に添付しなければならず、当該添付により、英語版の特許クレームが真正なものであることが明らかとなる。

特許は、当該特許を付与された当事者が当該特許の一部について権利を有していたに過ぎないという理由によって無効としてはならない。

第6段落に規定する場合を除くほか、訴訟は、特許により損害を被る者及び公益上必要な場合は政府が指定する当局がこれを提起することができる。

特許が第1条に基づいてこれを受ける権利を有する者以外の当事者に付与されたとの主張に基づく訴訟は、当該特許を受ける権利を有すると主張する当事者のみが提起することができる。訴訟は、当該特許を受ける権利を有すると主張する当事者が、特許の付与その他訴訟提起の基礎となる事実を知った時から1年以内に提起しなければならない。ただし、特許所有者が、特許が付与された時又は特許が自己に移転された時に善意であった場合は、訴訟は、特許の付与後3年以内に提起することができる。

第53条

特許が第1条によりこれを受ける権利を有する者以外の者に付与された場合は、裁判所は、当該特許を受ける権利を有する者が提起した訴訟に基づいて、当該特許を当該権利者に移転しなければならない。当該訴訟を提起する期間に関しては、第52条第6段落の規定を適用する。

特許を剥奪された者が善意でスウェーデンにおいて商業的に実施を開始し又はそのために実質的な準備を行っていた場合は、当該の者は、合理的な対価その他合理的な条件の下に、か

つ、実施の一般的な性質を保持しながら、実施を継続し又は計画通りに実施を遂行することができる。この権利は、同様の条件の下に、特許登録簿に記録されたライセンスを保持する者にも付与される。

第2段落にいう権利は、当該権利が行使されている事業又は当該権利の行使が意図されている事業と共にする場合にのみ、他人に移転することができる。

第54条

特許所有者が特許当局に宛てた書面をもって特許を放棄する場合は、当局は、特許の全部が終了したことを宣言する。

特許が債務のため差し押さえられた場合、仮差し押さえされた場合若しくは返済の保証として保持されている場合又は特許の移転に関する訴訟が裁判所に係属中である場合は、当該の差押、仮差押若しくは返済を保証するための保留が効力を保持する間又は当該紛争が最終的に確定していない間は、特許の終了を宣言することはできない。

第55条

特許が無効となった若しくは終了の宣言がなされ、又は法的効力が生じた判決によって無効の宣言がなされ、補正され若しくは移転されたときは、特許当局はこの事実を公告する。

法的効力が生じた判決によって特許が補正された場合、新たな特許書類が特許当局において利用可能にされ、新しい特許証明書が発行される。

第 8 章 情報提供義務

第 56 条

特許出願人は、出願の書類が第 22 条により利用可能なものとされる前にその出願を他人に対して行使する場合は、請求により、他人が当該書類を閲覧することに同意する義務がある。

特許出願が第 8b 条にいう生物学的材料の寄託を含む場合は、当該同意は、当該材料の試料を取得する権利をも包含する。第 22 条第 7 段落第 3 文及び第 4 文並びに第 8 段落及び第 9 段落の規定は、前記の同意に基づき試料の取得を希望する者がある場合に適用する。

特許が出願中である旨又は特許が付与されている旨を、同時に出願番号又は特許番号を表示することなく、直接に他人に対して言明するか、広告によるか、商品若しくはその包装へ記載するか、又はその他の方法により表示する者は、請求があったときは、遅滞なく当該情報を提供する義務がある。特許が出願中である旨又は特許が付与されている旨が明確に表示されていないが事情からそのような印象を与える虞がある場合において、請求があったときは、特許が出願中であるか否か又は特許が付与されているか否かについての情報を遅滞なく提供しなければならない。

第9章 責務及び賠償金支払義務等

第57条

特許から生じる排他的権利を侵し(特許侵害), かつ, これを故意又は重大な過失により行った者は, 罰金又は2年以下の拘禁に処する。第57b条に基づいて罰金を科することを条件とする禁止命令に違反した者は, 当該禁止命令の対象である侵害について刑法に基づく責任は問われない。

第1段落にいう違反を含む行為を企てた者及びかかる行為を準備した者は, 刑法第23章に基づく処罰の対象になる。

公訴官は, 第1段落又は第2段落にいう犯罪については, 被害者が告訴し, かつ, 公訴が公益上必要であるときにのみ, 訴訟を提起することができる。

第57a条

第57条に定める違反に係る財産は, 明らかに不当でないことを条件として, 没収される。財産自体の代わりに, その価値が没収されたと宣言することもできる。更に, かかる違反から得られた利益についても, 明らかに不当でないことを条件として, 没収されたと宣言することができる。かかる違反に関連する費用に対する賠償金として受領したもの又は受領したものの価値についても, 当該受領が第57条に定める違反となる場合は, 同様とする。

第57条に定める違反に関する実施に使用された財産は, 違反を防止するために必要である場合又はその他に特別な理由がある場合は, 没収されたと宣言することができる。第57条に定める違反に関する実施として使用が意図されていた財産についても, 違反が行われた場合又は当該行為が処罰の対象になる企画又は準備となった場合は, 同様とする。財産自体の代わりに, その価値を没収することもできる。

第57b条

特許所有者又はライセンスに基づいて発明を実施する権利を有する者からの請求があった場合は, 裁判所は, 特許侵害を犯したか又は寄与した者による当該行為の継続に対して, 罰金を科することを条件とする禁止命令を出すことができる。

原告が侵害を構成する行為又は侵害に寄与する行為が行なわれていることの確実な理由を示し, かつ, 被告が当該侵害行為又は寄与する行為を継続することによって当該特許の排他的権利の価値が減じる虞が合理的に予想される場合は, 裁判所は, 当該事件について終局判決が下されるか又はその他の決定が下されるまでの期間, 違反すれば罰金を科することを条件として禁止命令を出すことができる。被告に応答する機会が与えられる以前に, 禁止命令を出してはならないが, 遅延によって損害が発生する虞があるときは, この限りでない。

第1段落及び第2段落の規定は, 侵害に関する企画又は準備を構成する行為にも適用される。

第2段落にいう禁止命令は, 原告が被告に生じる虞がある損害に対する担保を裁判所に供託した場合にのみ, これを発令することができる。ただし, 原告が前記担保を供託することができないときは, 裁判所は, 原告にこれを免除することができる。担保の種類については, 判決執行法第2章第25条を適用する。被告が担保を承諾しないときは, 裁判所は, 担保について審理を行う。

当該事件を決定する場合は, 裁判所は, 第2段落に基づいて出された禁止を引き続き適用す

るか否かについて決定を行う。

第2段落又は第4段落に基づく決定に対する上訴及び上級裁判所における審理に関しては、司法手続法第15章に定める決定に対する上訴に関する規定を適用する。

罰金の賦課に関する訴訟は、当該禁止命令を請求した者が提起することができ、罰金以上の罰則が規定されていない場合は、訴訟に係る司法手続法の規定に従って処理される。当該賦課に関しては、違反すれば罰金を科するという条件での新規の禁止命令に関する訴訟を提起することができる。

第57c条

何れかの者が特許を侵害したことの確実な理由を出願人が示した場合は、裁判所は、違反すれば罰金を科することを条件として、第2段落にいう1又は複数の者に対し、当該侵害に係る商品又はサービスの出所及び流通網に関する情報を出願人に提供するように命令することができる(情報提供命令)。かかる命令は、特許所有者又はライセンスに基づいて発明を実施する権利を有する者からの請求があった場合に発令することができる。かかる命令は、情報が、当該商品又はサービスに関する侵害についての審理を容易にすると推定される場合にのみ発令することができる。

情報提供義務は、次の者に関係する。

- (1) 侵害を犯したか又は寄与した者
- (2) 侵害に係る商品を商業的規模で利用していた者
- (3) 侵害に係るサービスを商業的規模で利用していた者
- (4) 侵害に関して使用された電子通信サービス又はその他のサービスを、商業的規模で利用可能にした者、又は
- (5) 侵害に係る商品の生産若しくは流通又は侵害に係るサービスを利用可能にすることに関わったとして、(2)から(4)までにいう者によって示された者

商品又はサービスの出所若しくは流通網に関する情報には次のものが含まれる。

- (1) 以前から商品を所有していた又はサービスを利用可能にしていた生産者、流通業者、供給業者及びその他の者の名称及び住所
- (2) 対象とする卸売業者及び小売業者の名称及び住所、及び
- (3) 商品又はサービスについて、生産、引渡、受領又は注文された数量及び得られた代価に関する情報

第1段落から第3段落までの規定は、侵害に関する企画又は準備を構成する行為にも適用される。

第57d条

情報提供命令は、その対象となる者に生じる不便やその他の害又は相反する利益よりも、当該措置を支持する理由の方が重要である場合にのみ、発令することができる。

第57c条に定める情報提供義務には、開示されることで、司法手続法第36章第3条にいう情報提供者又は当該提供者と密接な関係を有する者が刑法上の罪を犯したことが明らかになるような情報は含まれない。

個人情報に関する法律は、受領した個人情報の利用の制限について規定している。

第 57e 条

情報提供命令に関する決定は、第 65 条にいう裁判所が行うことができる。

情報提供命令が、侵害に関する訴訟における出願人の相手方当事者に対して請求された場合は、かかる訴訟の裁判手続に関する規定が適用される。情報提供命令に関する決定については、個別に上訴することができる。

情報提供命令が、第 2 段落にいう者以外の者に対して請求された場合は、裁判事項に関する法律の規定が適用される。問題を審理する目的で、司法手続法第 37 章に基づく聴聞を実施することができる。裁判所は、各当事者が自身の訴訟費用を負担しなければならない旨を決定することができる。

罰金の賦課に関する訴訟は、当該命令を申請した者が提起することができ、罰金以上の罰則が規定されていない刑事訴訟では、訴訟に係る司法手続法の規定に従って処理される。当該訴訟に関しては、新規の情報提供命令に関する訴訟を提起することができる。

第 57f 条

第 57c 条第 2 段落(2)から(5)までに基づいて、同条第 1 段落に定める情報提供をするよう命令された者は、生じた費用や不便に対する合理的な賠償金を受ける権利を有する。当該賠償金は、情報提供命令を申請した者が支払う。

電子通信サービスが利用可能であり、かつ情報提供命令に従って、電子通信に関する法律の第 6 章第 20 条にいう情報を提供する者は、情報提供後 1 月から 3 月の間に、当該情報に係る者に対して、このことに関する書面の通知を送付しなければならない。通知の費用は、第 1 段落に従って補償される。

第 57g 条

個人情報に関する法律第 21 条の禁止にも拘らず、第 57 条に定める犯罪を構成する違反に関する個人情報は、法的請求について立証、主張又は抗弁するために必要である場合は、これを処理することができる。

第 57h 条

侵害訴訟において原告からの請求があった場合、裁判所は、侵害を犯したか又は寄与した者に対して、当該訴訟の判決に関する情報を広める適切な措置のための金銭的補償を行うよう命令することができる。

第 1 段落の規定は、侵害に関する企画又は準備を構成する行為にも適用される。

第 58 条

特許を故意又は過失により侵害した者は、当該発明の実施に対して支払うべき合理的な賠償金及び侵害行為によって生じた更なる損害の賠償金を支払わなければならない。賠償金の額を決定する際は、特に次のものを考慮に入れる。

- (1) 失われた利益
- (2) 侵害を犯したものが得た利益
- (3) 発明の名声に対する損害
- (4) 道徳的な損害、及び

(5) 侵害が行われない場合の特許所有者の利益

故意にも過失にもよらずに特許を侵害した者は、当該発明の実施に関する賠償金を、適切な範囲内で支払う。

特許侵害の賠償金を請求する訴訟は、当該訴訟を提起する直前 5 年間の損害のみを対象とすることができる。当該期間内に訴訟を提起しない場合は、賠償金請求権は喪失する。

第 59 条

自己の特許を侵害された者の請求があったときは、裁判所は、合理的である限りにおいて、当該特許権者の同意なしに製造された特許保護対象を商業経路から回収、改変、当該特許の残存期間中の保管又は破棄するか、その他の措置をとる旨を決定することができる。侵害に関して使用されている又は使用が意図されている手段についても同様とする。

第 1 段落にいう財産は、第 57 条に基づく犯罪が合理的にみて犯されたと推定されるときは、押収することができる。かかる押収については、刑事犯罪における押収の一般規定を適用する。

第 1 段落の規定にも拘らず、裁判所は、特別な理由があるときは、請求により、第 1 段落にいう財産の所有者は当該特許の残存期間又はその一部の期間に渡り合理的な賠償の支払と引き替えに、かつ、その他の合理的な条件の下に当該財産を処分できる旨を決定することができる。かかる決定は、所有者が善意で行動した場合にのみ下すことができる。

第 1 段落から第 3 段落までの規定は、侵害に関する企画及び準備の行為にも適用する。

第 1 段落にいう措置に関する決定は、特許を侵害された者が、措置の対象となる者に対して賠償を支払うことを意味するものであってはならない。

第 1 段落にいう如何なる措置も、具体的な否定理由がない限り、被告が支払を行う。

本条にいう決定は、第 57a 条又は刑法に基づいて、没収若しくは不正な行為の防止措置を決定する場合は、下すことができない。

第 59a 条

何れかの者が侵害を犯したか又は寄与したと合理的に推定できる場合、裁判所は、当該侵害に関する証拠を保全する目的で、その者に関する調査を実施するよう命令し、侵害の審理に重要と推定される物品や書類を捜索させることができる(侵害調査)。

侵害調査の命令は、その対象者やその他の相反する利益に対してもたらされる不便若しくはその他の支障よりも、当該措置を支持する理由の方が重要である場合に限り、下すことができる。

第 1 段落及び第 2 段落の規定は、侵害に関する企画又は準備を構成する行為にも適用される。

第 59b 条

侵害調査の命令は、第 65 条にいう裁判所によって出される。

侵害調査に関する事項は、特許所有者若しくはライセンスに基づいて特許を実施する権利を有する者の請求によってのみ、審理することができる。法的手続がまだ開始されていない場合は、請求は書面で提出しなければならない。

相手方当事者には、調査の命令が出される前に応答する機会が与えられなければならない。

ただし、遅延により、侵害の審理に重要な物品若しくは書類が除去、廃棄又は変形される危

険を伴う場合は、裁判所は、別段の決定があるまで、直ちに命令に効力を生じさせることができる。

その他の点については、法的手続が開始される前に生じた侵害調査に関する事項は、法的手続の過程で生じた事項と同様に処理される。

第 59c 条

侵害調査の命令は、申請人が相手方当事者に生じる虞がある被害に対する担保を裁判所に供託した場合にのみ、これを発令することができる。ただし、申請人が前記担保を供託することができないときは、裁判所は、申請人にこれを免除することができる。担保の種類については、判決執行法第 2 章第 25 条を適用する。相手方当事者が担保を承諾しないときは、裁判所は、担保について審理を行う。

侵害調査手続に関する裁判所の決定に対する上訴及び上級裁判所における手続に関しては、司法手続法第 15 章に定める決定に対する上訴に関する規定を適用する。

第 59d 条

侵害調査の命令には次の事項に関する情報が含まれる。

- (1) 調査の目的
- (2) 搜索の対象となる物品及び書類、及び
- (3) 搜索の対象となる場所

裁判所は、必要な場合は、命令の執行に関するその他の条件も定める。

第 59e 条

侵害調査の命令は即座に執行可能である。その執行の申請が、命令から 1 月以内に提出されない場合は、命令は無効となる。

申請人が執行完了から 1 月以内に、当該事項に関する訴訟の提起又はその他の方法による法的手続の開始をしなかった場合は、侵害調査に関連して実施された措置は、可能な範囲において無効にされる。侵害調査の命令が、執行の完了後に無効にされる場合も同様とする。

第 59f 条

侵害調査の命令は、裁判所が規定した条件に従い、判決執行法第 1 章から第 3 章まで、第 17 章、第 1 条から第 5 条まで及び第 18 章を適用し、地元の執行当局によって執行される。当該執行については、申請人の相手方当事者の聴聞後に侵害調査の命令が発せられた場合に限り、相手方当事者にも通知する。当局は、搜索を許可された物品を写真撮影、録画及び録音する権利を有する。また、搜索を許可された書類の写し及び抜粋を作成する権利も有する。

司法手続法第 27 章第 2 条にいう書面については、侵害調査の対象にしてはならない。

第 59g 条

相手方当事者は、侵害調査の命令が執行されるときに、弁護士を呼ぶ権利を有する。弁護士が到着する前に執行を開始してはならない。ただし、次の場合はこの限りではない。

- (1) それによって調査が不必要に遅延した場合、又は
- (2) 開始しなければ、措置の目的が達成できない虞がある場合

執行当局は、執行の過程において必要に応じて専門家を従事させることが認められる。当局は、申請人若しくは申請人の代理人が情報提供の目的で調査に立ち会うことを許可することができる。かかる許可が与えられた場合は、当局は、調査における認定について、執行によって正当化される以上の情報が、申請人若しくは申請人の代理人に与えられることがないようにならなければならない。

第 59h 条

物品の写真、録画及び録音並びに書類の複写及び抜粋は一覧にまとめて、申請人及び相手方当事者に利用可能にしなければならない。

第 60 条

第 22 条に基づいて出願における書類が利用可能にされた後に、当該特許に係る発明を何人かが商業的に実施したときは、特許侵害に関する規定は、当該出願に基づき特許が付与された範囲においてのみ適用する。ただし、第 20 条に基づく特許付与前の期間に関しては、当該特許による保護は、出願が公衆に利用可能とされた時の文言での特許クレーム及び特許されたクレームの双方から明白なものにのみ及ぶ。特許付与前の実施には刑罰は科せられず、没収は行われず、そのような実施の結果生じた損害の賠償については、第 58 条第 2 段落に基づいてのみ裁定することができる。

特許クレームが英語で作成された場合、第 1 段落の規定は、特許クレームのスウェーデン語への翻訳文が利用可能であり、かつ、第 22 条第 5 段落第 1 文に基づく公告が生じた後に翻訳文が提出された場合には、特許当局が翻訳文に関する特定の公告を行った後に限り、適用する。

第 58 条第 3 段落の規定は、賠償金請求訴訟が異議申立期間の満了後 1 年以内に、又は異議申立があった場合は、特許当局が当該特許は維持されるべき旨の決定を行った後 1 年以内に提起されたときは、適用しない。

第 61 条

特許が取り消され又は法的効力が生じた判決によって無効と宣言されたときは、裁判所は、刑罰を科し、差押について決定し、罰金を科すことを条件とする禁止命令を発し、罰金若しくは賠償金を科し、又は第 57 条から第 60 条までに定めるその他の措置について決定することはできない。

特許侵害訴訟が提起された場合において、当該特許が無効である旨を訴訟の被告が主張するときは、無効の問題は、その旨の訴訟が提起された後でのみ審理することができる。裁判所は、特許が無効である旨の主張をする者に対して、一定期間内に無効訴訟を提起するよう命じる。

特許侵害訴訟と特許無効訴訟とが同一の訴訟手続で提起された場合において、当該審理に関しては特許侵害の問題を別個に扱うのが適当なときは、当事者の一方の請求により、この問題について別個に判決を下すことができる。別個の判決を下す場合は、裁判所は、無効が関係する事件の審理を当該判決が法的効力を生じるに至るまで中止する旨の決定を下すことができる。

第 62 条

故意又は軽微でない過失により第 56 条に基づいて求められている行為を怠る者は、罰金に処する。

この罰は、同条に規定する場合に虚偽の情報を故意又は軽微でない過失によって提供した者にも科される。ただし、かかる行為に対する罰が刑法に規定されている場合はこの限りでない。

第 56 条に定める義務を故意又は軽微でない過失によって怠り、又は同条に規定する場合に不正確な情報を提供した者は、生じた被害に対する賠償金を支払わなければならない。ただし、軽過失の場合は、賠償金額はそれ相応に調整することができる。

第 1 段落及び第 2 段落に規定する犯罪の公訴は、被害者の告訴によってのみ、かつ、公訴が公益上必要な場合にのみ、公訴官が提起することができる。

第 63 条

特許所有者又はライセンスに基づき当該発明を実施することを認められている者は、自己が当該特許に基づき相手方当事者に対抗して保護を受けることができるか否かを確定するための確認判決を求める訴訟を提起することができる。ただし、この点につき不確実性があり、この不確実性が自己に不利益となることを条件とする。

ある活動を行っている者又は行おうとする者は、ある特許が当該活動にとり支障となるか否かを確定するため、第 1 段落と同一の条件で当該特許所有者を相手方として訴訟を提起することができる。

第 1 段落にいう場合において特許が無効である旨の主張が行われるときは、第 61 条第 2 段落の規定を準用する。

第 64 条

特許を無効にすることを求める訴訟、特許の移転を求める訴訟又は強制ライセンスの付与を求める訴訟を提起しようとする者は、その旨を特許当局に届け出るものとし、かつ、特許登録簿によれば当該特許に基づくライセンス又は質権を有するすべての者にも通知する。ライセンシーは、特許侵害に係る訴訟又は第 63 条第 1 段落に基づく確定を求める訴訟を提起しようとする場合は、その旨を当該特許所有者に通知しなければならない。質権の所有者が特許侵害を理由として訴訟を提起しようとする場合も同様とする。

第 1 段落に規定する通知の義務は、特許登録簿に記入された宛先に書留郵便により送付された時に履行されたものとみなす。

訴訟が提起された時に第 1 段落に基づいて届出又は通知が行われたことが明らかでない場合は、原告は、これを行うための猶予期間を与えられる。原告がこの猶予期間を自ら利用しなかったときは、当該訴訟は審理が行われない。

第 65 条

ストックホルム地方裁判所は、次の事項に関する訴訟について専属管轄権を有する。

- (1) 特許出願に係る発明に対する適正な権原
- (2) 特許の無効又は特許の移転
- (3) 強制ライセンスの付与、強制ライセンスの新たな条件設定若しくは取消又は第 53 条第 2

段落にいう権利

- (4) 特許の侵害
- (5) 第 63 条に基づく確定, 又は
- (6) 第 78 条に基づく補償金の裁定

第 66 条

第 65 条にいう訴訟において, 地方裁判所は, 4 名の構成員をもって審理を行うが, そのうちの 2 名は法律に堪能で, また 2 名は技術的資格を有していなければならない。3 名を超える法律に堪能な構成員及び 3 名の技術的資格を有する構成員をもって裁判所を構成することはできない。法律に堪能な構成員の 1 名が裁判長となる。

ただし, 主たる法廷なしに事件を決定する場合及び主たる法廷又は現場検査において行われるのではない手続の場合は, 地方裁判所は, 1 名の法律に堪能な構成員をもって審理権を有する。そのような場合は, 1 名のみ法律に堪能な構成員及び 1 名の技術的資格を有する構成員をもって裁判所を構成することができる。この場合, 法律に堪能な構成員が裁判長となる。

第 67 条

地方裁判所の技術的資格のある 1 名の構成員が決定に関与した事件においては, 審判裁判所は, 3 名の法律に堪能な構成員及び 2 名の技術的資格のある構成員をもって審理権を有する。ただし, 3 名の法律に堪能な構成員が地方裁判所の決定に関与したときは, 少なくとも 4 名の法律に堪能な構成員が審判裁判所の決定に関与する。5 名を超える法律に堪能な構成員及び 3 名の技術的資格のある構成員をもって裁判所を構成することはできない。

審判裁判所は, 技術的資格のある構成員の関与が明らかに不必要であると認める場合は, そのような構成員なしでも審理権を有する。

審理の許可に関する事件においては, 審判裁判所は, 3 名の法律に堪能な構成員を加えることができる。ただし, 法律に堪能な構成員のうちの 1 名の代わりに, 1 名の技術的資格のある構成員が務めることもできる。

第 68 条

政府又は政府が指定した当局は, 地方裁判所及び審判裁判所の技術的資格のある構成員を務める者を, 特定の期間, 選任する。

技術的資格のある者が, ある事件の審理に参加する場合で, ある事情が発生してその選任が満了したときは, 当該選任は, それにもかかわらず事件の進行中は有効である。

各事件につき, 裁判長は, 選任された者の中から裁判所を構成する構成員を選ぶ。

第 68a 条

第 65 条にいう民事訴訟において, 特許書類の完全なスウェーデン語訳が特許当局において利用可能でない場合は, 裁判所は, 特許所有者又は特許所有者に由来する権利に基づいて訴訟を提起した者に対して, スウェーデン語の翻訳の提出を要請できる。前記のように要請される者が当該訴訟の原告である場合は, 提出しなければ訴訟を却下することもあるという罰則を条件として要請を出す。要請される者が当該訴訟の被告である場合は, 裁判所がその者の費用負担で特許書類の翻訳を行うという罰則を条件として要請を出す。

第 69 条

第 65 条にいう訴訟においては，裁判所は，必要と認めるときは，特許審判裁判所から意見書を入手する。

第 70 条

第 65 条にいう訴訟における判決又は終局判決の写しは，特許当局に送付する。

第 10 章 特別規定

第 71 条

スウェーデンに住所を有していない特許所有者は、スウェーデンに居住する代理人を選任し、かつ、刑事事件における令状又は呼出状及び当事者が法廷に自ら出頭すべき旨の命令を除き、特許に関する訴訟事件及び法的事項に係る令状又は呼出状、通知書及びその他の文書の送達を自己のために受領する権限を当該の者に授与しなければならない。代理人を選任したときは、これを届け出て、特許登録簿に記録させなければならない。

特許所有者が第 1 段落に定めるところにより代理人を届け出ない場合は、送達は、当該所有者に送達すべき書類を特許登録簿に表記された当該所有者の住所宛に料金前納郵便によって送付することにより行うことができる。特許登録簿に完全な住所が記入されていない場合は、送達は、当該書類を特許当局で入手することができるようにしておき、かつ、当該送達及び当該書類の要旨を政府が定めるところに従い公告することによって行うことができる。当該送達は、前記の措置がとられた時に行われたものとみなす。

相互主義の条件の下に、政府は、第 1 段落及び第 2 段落の規定をある外国に住所を有する特許所有者について、又は当該外国に居住する代理人であってスウェーデンの特許登録簿に届出がなされており、かつ、第 1 段落にいう権限を授与されているものを選任している特許所有者については適用しない旨を定めることができる。

第 72 条

出願人又は特許所有者が、事情に応じて必要なあらゆる注意を払ったにも拘らず、本法又は本法に基づく規則に規定する期間内に特許当局において一定の行為を行わなかったために権利を喪失し、及び当該の者が不遵守の原因が除去された後 2 月以内であって当該期間の満了後遅くとも 1 年以内に当該行為を行ったときは、特許当局は、当該行為がしかるべき時期に行われたとする旨を宣言する。特許出願人又は特許所有者は、この宣言を求める場合は、上記期間内に特許当局に対してその旨の請求を行い、かつ、手数料を納付しなければならない。第 6 条にいう期間に関しては、第 1 段落に基づく宣言は、優先権主張に係る出願が期間の満了後遅くとも 2 月以内に行われており、宣言の請求及び手数料の納付が同じ期間内に行われている場合に限り、認められる。

第 31 条に従ってスウェーデンで遂行されてきた国際特許出願については、当該出願人が受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関又は国際事務局との関係において期限を遵守しなかったために権利を喪失したときにも、第 1 段落及び第 2 段落の規定を適用する。当該期限内に行われなかった行為は、ここにいう場合は、特許当局において行わなければならない。

第 73 条

第 31 条又は第 38 条にいう場合において、郵送した書類又は手数料が所定の期間内に特許当局に到達しなかったが、郵送によって意図した行為が当該期間の経過したことを出願人が知り又は知るべきであった時点から 2 月以内であって、当該期間の満了後遅くとも 1 年以内に完了されたときは、特許当局は、当該行為が所定の期間内に完了されたものとみなす旨宣言する。ただし、次を条件とする。

(1) 発信人が滞在し又は発信人の営業所がある場所において所定の期間の満了前 10 日以内

に、戦争、革命、暴動、ストライキ、自然災害その他類似の事情によって郵便業務の中断が発生し、かつ、書類又は手数料が郵便業務の再開後 5 日以内に特許当局に郵送されたこと、又は

(2) 書類又は手数料が期間の満了前 5 日以内に書留郵便で特許当局に郵送されたこと。ただし、当該郵送が可能な場合は航空便で行われたこと、又は普通郵便による場合は、郵便が発送日から 2 日以内に特許当局に到達する筈であることを発信人において推定する理由があったことを条件とする。

出願人は、第 1 段落に従って宣言を求める場合は、同段落に規定する期間内に特許当局に対してその旨の請求を書面で行わなければならない。

第 74 条

第 72 条又は第 73 条による請求が認められた結果、第 22 条に従って利用可能なものとされた後に却下又は拒絶された特許出願の処理が再開され、又は無効となった特許が回復したものとみなされる場合は、その旨の公告を行う。

却下された出願を回復するための期間が満了した後、拒絶の決定に法的効力が生じた後又は特許が無効となった後であって前記の公告が行われる前に、スウェーデンにおいて商業的に当該発明の実施を善意で開始した者は、当該特許が存在するにも拘らず、当該実施をその一般的性質を保持しながら継続することができる。このような実施の権利は、スウェーデンにおいて当該発明を商業的に実施するために実質的な準備を行っていた者にも同様の条件の下に付与される。第 2 段落にいう権利は、この権利の基礎となった事業活動又は実施が意図されていた事業活動と共にする場合にのみ、他人に移転することができる。

第 75 条

第 26 条にいう以外の特許当局の最終決定及び第 42 条、第 72 条又は第 73 条に基づく決定については、当該決定の日から 2 月以内に特許審判裁判所に審判請求を行うことができる。

特許審判裁判所の最終決定については、当該決定の日から 2 月以内に最高行政裁判所に不服申立を行うことができる。この場合、行政手続法の第 35 条から第 37 条までの行政審判裁判所の決定に対する不服申立に関する規定を適用する。特許審判裁判所の決定には、最高行政裁判所による審理には特別の許可が必要なこと及びそのような許可が付与される理由を記載しなければならない。

第 76 条

本法に基づく手数料は、政府が定める。政府は、最初の 1 以上の年金年度について、年金の納付を免除する旨を定めることができる。

第 77 条

政府若しくは政府が指定する当局は、本法の施行に関する規定を発行する。当局に備置される記録簿は、政府が定める範囲内で公衆に開放される。

政府は、特許出願に関する事項の書類を外国の当局に送付することができる旨を定めることができる。

政府は更に、次のことも定めることができる。

(1) 特許当局の請求に基づき特許出願の審査を外国の当局又は国際機関が行うことができること、及び

(2) 外国で特許を出願した発明について特許を出願する者は、当該発明の特許性の審査に関して外国の特許当局から通知された事柄を報告する義務があること

ただし、第3段落(2)の報告義務は、第3章にいう特許出願に関しては、それが国際予備審査の対象であり、かつ、当該審査に関する報告が特許当局に提出されているときは、規定しない場合もある。

第78条

国が戦争中であり又は戦争の危機に瀕している場合において、公益上必要なときは、政府は、ある発明に係る権利を国に又は政府が指定する者に引き渡すべき旨を命じることができる。このように引き渡された発明に係る権利については、合理的な補償金を支払わなければならない。補償金を受ける権利を有する者との間で補償金に関する合意が成立しないときは、裁判所が補償金を定める。

国以外の者が第1段落により発明に係る権利を利用した場合において、当該の者が補償金に関する義務を履行しないときは、補償金を受ける権利を有する者の請求があり次第、政府がこれを支払う義務を負う。

第79条

国防上重要な発明は、特別に定める規則が適用される。

第 11 章 欧州特許

第 80 条

欧州特許とは、1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで作成された欧州特許条約に基づいて欧州特許庁によって付与された特許をいう。欧州特許出願とは、同条約に基づいて行われた特許出願をいう。

欧州特許出願は、欧州特許庁に対して行う。欧州特許出願は、また、特許当局においても行うことができ、この出願は、特許当局が欧州特許庁に送付する。ただし、同条約第 76 条にいう出願(欧州分割出願)は、常に欧州特許庁において行わなければならない。

第 81 条から第 93 条までの規定は、スウェーデンに係る欧州特許及びスウェーデンを指定国とする欧州特許出願に適用する。

第 81 条

欧州特許は、欧州特許庁が欧州特許出願を認容する旨の決定を公表したときに付与される。欧州特許は、スウェーデンで付与された特許と同一の法的効果を有し、かつ、後者の特許と同一の条件に従う。ただし、本章に別段の定めがあるときはこの限りでない。

第 82 条

欧州特許は、欧州特許庁が特許を付与する旨の決定を公告した日から 3 月以内に、

- 欧州特許庁による特許付与の根拠となった正文の翻訳文を第 3 段落に定める方法により特許当局に提出し、かつ、
- 公開手数料を納付したときにのみ、スウェーデンにおいて効力を有する。

欧州特許が補正された文言において維持されるべき又は制限されるべき旨を欧州特許庁が決定するときは、補正された正文についてもこの決定を適用する。

特許クレームは常にスウェーデン語翻訳文で提出しなければならない。特許がドイツ語又はフランス語で付与されている場合は、明細書をスウェーデン語又は英語の翻訳文で提出する。翻訳文は、何人にも利用可能にする。ただし、当該欧州特許出願が欧州特許庁によって公開される前に利用可能にしてはならない。

所定の期間内に翻訳文が提出され、かつ、手数料が納付され、欧州特許庁が特許を付与する旨の決定を公表し、又は欧州特許が補正された文言において維持されるべき若しくは制限されるべき旨を決定したときは、特許当局はその事実を公告する。

第 83 条

特許所有者が第 82 条第 1 段落にいう行為を所定の期間内に完了しなかったときは、特許出願人に関する第 72 条第 1 段落の規定を準用する。当該行為が所定の期間内に完了したとみなすべき旨が第 72 条に基づいて宣言されたときは、特許当局はその事実を公告する。

第 82 条第 1 段落により当該行為を完了する期間の経過後であって前記の公告が行われる前に、スウェーデンにおいて善意で当該発明の商業的な実施を開始し、又は当該実施の実質的な準備を行っていた者は、第 74 条第 2 段落及び第 3 段落に規定する権利を享受する。

第 84 条 (廃止)

第 85 条

欧州特許庁が欧州特許の全部又は一部を制限する、又は無効にする旨を決定した場合は、スウェーデンにおいて同等の範囲が制限又は無効と宣言された場合と同一の効果を有する。制限に関する決定がスウェーデンで効果を有するためには、第 82 条の要件を遵守する必要がある。特許当局は、当該決定を公告する。

第 86 条

欧州特許の年金は、欧州特許庁が欧州特許を認容する旨の決定を公表した年の後に始まる各年金年度につき特許当局に納付しなければならない。

欧州特許の年金が第 1 段落並びに第 41 条及び第 42 条に基づいて納付されない場合は、第 51 条の規定を準用する。ただし、欧州特許の最初の年金は、特許が付与された日から 2 月が経過するまでその納期が到来しない。

第 87 条

欧州特許庁が出願日を認めた欧州特許出願は、同じ出願日のスウェーデン特許出願と同一の効果をスウェーデンにおいて有する。欧州特許条約に基づく出願が出願日より早い日に基づく優先権を有する場合は、この優先権を考慮に入れる。

第 2 条第 2 段落第 2 文を適用する上で、欧州特許条約第 93 条による欧州特許出願の公開は、第 22 条により公衆に利用可能となっている出願と同等のものとする。欧州特許条約第 153 条 (3) 又は (4) にいう欧州特許庁による公開が、同条約第 93 条に規定する公開と同等であるとみなされる場合も同様とする。

第 88 条

欧州特許出願が欧州特許条約に基づいて公開された場合において、公開された文言での特許クレームのスウェーデン語翻訳文が特許当局に提出されたときは、特許当局は、その旨を公告し、当該翻訳文を何人に対しても利用可能とする。

第 1 段落に従って公告が行われた後に何れかの者が欧州特許出願により特許保護が求められた発明を商業的に実施した場合において、当該出願がスウェーデンについて特許を付与されたときは、特許侵害に関する規定を準用する。ただし、この場合、特許保護は、公開された文言での特許クレームと特許されたクレームの双方で開示された事項にのみ及ぶ。罰則が科されることはなく、かつ、損害賠償は、第 58 条第 2 段落によつてのみ決定することができる。損害賠償を求める訴訟が欧州特許に対する異議申立期間が満了した後 1 年以内又は異議が申し立てられた場合は、特許を維持するべき旨の欧州特許庁の決定があった後 1 年以内に提起された場合は、第 58 条第 3 段落の規定を適用しない。

第 89 条

欧州特許出願が取り下げられ若しくは欧州特許出願においてスウェーデンを指定するべき旨の請求が取り下げられた場合又は欧州特許条約に基づいてそのような取下が行われたとみなされた場合において、出願の処理が同条約第 121 条により再開されなかったときは、この事

実は、特許当局での特許出願の取下と同一の効果を有する。

欧州特許出願が拒絶されたときは、この拒絶は、スウェーデンにおける特許出願の拒絶と同一の効果を有する。

第 90 条

第 82 条又は第 88 条にいう翻訳文が欧州特許庁に提出された場合、欧州特許庁の手続言語による書類を真正の正文とする。

前段落の翻訳文が欧州特許庁によりなされた場合は、欧州特許庁における手続言語による書類を真正の正文とする。

第 91 条 (廃止)

第 92 条

欧州特許庁が欧州特許の全部若しくは一部を制限する又は取り消す旨を決定した場合又は欧州特許出願について第 89 条にいう事情が生じた場合において、欧州特許の所有者若しくは出願人に原状回復を認める旨を欧州特許庁において欧州特許条約に基づいて宣言したときは、この宣言は、スウェーデンにおいても効力を有する。

第 1 段落にいう決定が行われ又は事情が生じた後であるが、第 1 段落にいう宣言を欧州特許庁が公表する前に、スウェーデンにおいて当該発明の商業的な実施を善意で開始し、又はその実施の実質的な準備を行っていた者は何人も、第 74 条第 2 段落及び第 3 段落に規定する権利を享受する。

欧州特許庁が、欧州特許条約第 112a 条に基づいて決定を破棄した場合、当該破棄に関する欧州特許庁の決定が、スウェーデンにおいても適用される。欧州特許庁が決定を破棄した後に、スウェーデンにおいて有効になった欧州特許については、破棄に関する決定が公告される前に実施が開始されていたか、又は準備が行われていた場合は、第 2 段落の規定を適用する。欧州特許庁による決定の破棄に関する決定の後に拡張された、スウェーデンにおいて有効な欧州特許の保護範囲についても同様とする。

第 93 条

国内特許当局に提出された欧州特許出願が、欧州特許庁により所定の期間内に受領されなかったため取り下げられたものとみなされる場合は、特許当局は、出願人の請求により、当該出願をスウェーデン特許出願に変更されたものとして取り扱う。ただし、次の事実を条件とする。

(1) 当該請求が、出願が取り下げられたものとみなす旨の通知を当該出願人が受けた日から 3 月以内に、当該特許出願を受領した国内当局に提出され、かつ、出願日から又は優先権が主張されている場合は優先権主張の基礎となっている日から 20 月以内に、特許当局によって受領されること

(2) 出願人は、政府が指定する期間内に所定の出願手数料を納付し、かつ、当該特許出願のスウェーデン語又は英語の翻訳文を提出すること、又は英語による出願の場合は、その謄本を提出すること。

特許出願は、欧州特許条約及びその施行規則に規定する出願の方式に関する要件を遵守する

場合は、この点に関しては認容される。

第 12 章 質権設定

第 94 条

スウェーデンで付与されたか又はスウェーデンで効力を有する特許は、本章の規定に従ってこれに質権を設定することができる。

質権は、次のものにも適用することができる。

- (1) スウェーデン特許出願
- (2) 第 31 条に基づき遂行された国際特許出願又は第 33 条第 3 段落若しくは第 38 条に従って処理手続に付された国際特許出願、又は
- (3) 第 88 条に従って特許当局が翻訳文を受領した欧州特許出願又は第 93 条に基づいて変更された欧州特許出願

特許出願についての質権は、出願の一部であって分割又は分離の対象となるものにも及ぶ。

第 95 条

特許又は特許出願についての質権は、当該財産に質権を設定する書面による契約を登録することによって成立する。登録の申請は、特許当局に対して行う。

登録された質権が他の者に移転された場合は、請求により、この事実を特許登録簿又は特許出願記録簿に記録する。

質権が個々に複数の者に設定された場合は、登録の申請が特許当局により最初に受領された質権の設定が優先する。ただし、別段の合意があるときはこの限りでない。

複数の質権の登録申請が同日に行われた場合は、優先性は、契約が締結された年代順に従う。ただし、別段の合意があるときはこの限りでない。これらの契約が同時に締結されたとき又はこれらの契約が締結された年代順を決定することができないときは、これらの契約は同一の権利を有する。

第 96 条

第 95 条に基づいて行われる登録の申請は、当該特許又は特許出願に対して権利を有する者又は質権を設定された者がこれを行う。申請人は、当該特許又は特許出願に対する質権設定者の権利を証明しなければならない。

特許登録簿に記録された特許所有者は、当該特許に対する権利を有するものとみなす。ただし、事実がこれと異なることを示すときはこの限りでない。登録の申請が特許出願についての質権に関する場合は、発明者又はその譲受人として登録されている者が当該特許出願に対する権利を有するものとみなす。ただし、事実がこれと異なることを示すときはこの限りでない。

登録申請の提出時に、質権設定者が当該質権を設定した財産について、差押、破産、法的無能力、支払確保、仮差押又はその他の理由で処分権を有していない場合は、当該申請を認めてはならない。

第 97 条

特許に質権を設定する契約は、当該特許が付与されたときに又は当該契約が欧州特許に係る場合は当該欧州特許が第 82 条によりスウェーデンにおいて発効したときに、登録することが

できる。

特許出願に質権を設定する契約は、当該特許出願が特許当局における記録簿に記録されたときに又は当該契約が欧州特許出願に係る場合は第 88 条に基づく公告が行われたときに登録することができる。

質権が設定された特許出願に特許が付与された後は、当該特許が質権を設定された財産となる。

第 98 条

登録がなされている場合であっても、質権が設定された財産に対する権利は、当該契約が、当該財産の正当な所有者であってこれを処分する権限を有する者により締結され、かつ、当該契約がその他の何らかの理由により無効とならないときにのみ有効である。

第 99 条

質権は、当該特許又は特許出願が他人に移転し又はその他本法の規定により有効でないときは、消滅する。

第 100 条

登録は、法的効力が生じた判決によって当該質権が無効と宣言されたとき又は当該質権が消滅し若しくはその他有効でなくなったときは、抹消される。

第 101 条

特許又は特許出願についての質権設定は、第 95 条に基づく登録申請の時点から、その後に当該財産に対する所有権その他の権利を取得する者に対して効力を有する。

ライセンス契約は、当該契約が質権設定契約の登録申請前に締結されたときは、質権者に対して有効である。

第 102 条

差押又は破産の際における質権に関する他の法律の規定は、特許又は特許出願についての質権にも適用される。第 95 条に基づく登録申請の特許当局による受領は、質権者が動産を占有する場合と同様の法的効力を有する。

質権を設定された特許又は特許出願が差押又は破産の際に売却されても、第 101 条第 2 段落にいうライセンス契約は、引き続き効力を有する。

第 103 条

質権者は、当該債務者及びその他の知られている者に予め売却について通知し、これらの者がそれぞれの利益を守る機会を十分に与えられたときに限り、当該質権の対象を売却してその収益から自己の請求分を得ることができる。

本条による売却が行われた後も、第 101 条第 2 段落にいうライセンス契約は、引き続き効力を有する。

第 104 条

本章に基づく登録を申請する者は、手数料を納付しなければならない。政府は、当該手数料の額を定める。

第 13 章 補充的保護

第 105 条

医薬品の補充的保護証明書の創設に関する 1992 年 6 月 18 日付の理事会規則 (EEC) No. 1768/92 に基づく補充的保護若しくは補充的保護期間の延長又は植物保護製品の補充的保護証明書の創設に関する 1996 年 6 月 23 日欧州議会及び理事会規則 (EC) No. 1610/96 に基づく補充的保護を申請する者は、所定の申請料を納付しなければならない。

また、補充的保護に関しても年金を納付しなければならない。年金年度は補充的保護が効力を生じた日から起算し、その後は毎年当該日に相応する日から起算する (法律 (2007:242))。

第 106 条

第 9 章に規定されている責任は、補充的保護についても適用する。

第 106 条—第 114 条 (廃止)